

インターネット上の差別書き込み

こんなとき
どうしますか
?



- ネット上に、あなたやあなたの住んでいるところについて、悪意のある書き込みがされたらどう思いますか？

考えて
みましょ
う！

社会状況の変化は？

スマートフォンやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などの普及により利便性が向上し、今やインターネットは生活に欠かすことのできないものとなりました。しかし、ネット上の掲示板やSNSでは差別的な内容の書き込みも多く、同和問題に関する書き込みもみられます。こうしたことは社会的に大きな問題となっており「部落差別解消推進法」制定の背景にもなっています。

どんな危険性があるの？

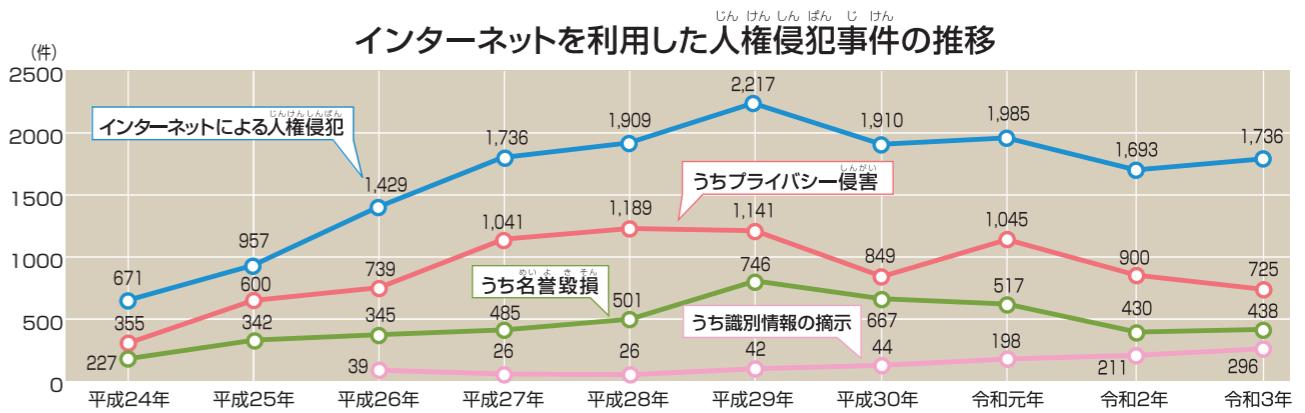
このような書き込みは、顔が見えないことや匿名性を背景に、話が誇張されたり過激になったりすることがあります。また、自分勝手な思い込みで書き込みがされることもあるため、事実と違う内容もあります。差別的な内容や嘘の情報であっても一瞬で不特定多数に拡散します。さらに、書き込まれた情報は完全に削除することが難しく、その結果、同和問題を知らない人や正しく理解していない人にマイナスのイメージが植え付けられ、ひいては部落差別を助長・拡散し、誰かを傷つけることになります。

ネット利用で大切なことは？

憲法第21条では「表現の自由」が保障されていますが、何を書いても良いということではありません。ネットの世界は架空の世界ではなく、画面の向こう側に人がいることを常に意識する必要があります。匿名性があるからこそ、私たち一人ひとりの人権意識が真に問われるのです。なお、たとえ匿名であっても書き込んだ人は特別な場合を除き特定することができます。ネットを楽しく安全に利用するためには、日常生活と同様にルールやマナーを守ることが大切です。また、ネット上の様々な情報を鵜呑みにせず、自らその情報の真偽を読み解く力を身に付けることも大切です。

学習を
深めるために
！

法務省が人権侵犯事件調査処理規定に基づき取り組んだ人権侵犯事件のうち、インターネットを利用した事件は、令和3年（2021年）には、1,736件となり、過去最高であった平成29年（2018年）の2,217件と比較すると減少しているものの、依然として少なくない状況となっています。このうち、プライバシー侵害事案は725件、名誉毀損事案が483件となっており、大きな割合を占めています。



ワンポイント
講座

インターネット上で他人への中傷や侮辱、無責任なうわさ、個人のプライバシーに関する情報の無断掲載、差別をあおったり広めたりすることにつながる情報の書き込みなどの人権侵害は、スマートフォンの普及とともに増えており、プライバシーの侵害などで慰謝料を請求されるケースがあります。

平成14年（2002年）には、権利が侵害されている情報の流通について、当該情報をプロバイダが削除しても免責される基準を明確化するとともに、権利を侵害されたとする者が発信者の情報の開示を請求できる基準などを定めたいわゆる「プロバイダ責任制限法」が施行されました。

また、通信関連業界団体においても、契約約款モデル条項の解説に国籍や出身地等を理由とした他者に対する不当な差別を助長する等の行為が、禁止事項に該当することを明記するなど、人権侵害を防止するための取り組みが行われています。

もしも、SNSや掲示板上でプライバシーの侵害や誹謗中傷の書き込みなどの人権侵害を受けた場合は、情報の発信者やサイト管理者、プロバイダなどに、書き込みを削除するよう要請することができます。削除要請に応じてもらえない場合や、削除要請の方法がわからない場合は、最寄りの法務局へ相談してください！

みんなの人権110番（全国共通人権相談ダイヤル）TEL：0570-003-110（最寄りの法務局につながります）